

**不妊検査費等助成事業プロモーション業務
公募型プロポーザル説明書**

1 業務概要

(1) 業務の目的

県では、妊娠・出産に伴うリスクが低くかつ出産に至る確率が高いとされる若い年齢層の夫婦が早期に不妊検査・一般不妊治療を開始することを促進するため、不妊検査・一般不妊治療費の助成を行っている。

助成対象者に効果的な広報を民間委託によるさまざまな手法により実施することで、助成制度をきっかけとした受診促進を図る。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 予算額

2,989千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和7年10月6日（月） 午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和7年10月8日（水） 午後3時

(3) 上記（2）に対する回答日等

令和7年10月9日（木）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

ただし、質問・回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるもの及び軽微な質問については、質問者のみに回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県健康福祉局子供未来応援課

② 提案書提出期限

令和7年10月15日（水） 午後3時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

① 実施場所 WEB

② 実施日時 令和7年10月17日（金）の指定する時間

③ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 事業者の概要

イ 電子データの保存等に関する申出書

② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、

公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、電子メール、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)
- (7) 仕様書について
 - ① 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2 (2) 仕様書等に対する質問書提出期限」までに、電子メール、持参、郵送、FAXのいずれかの方法により提出すること。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
 - ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局子供未来応援課に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和7年10月22日(水)までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和7年10月23日(木)までに、書面により行う。
- (9) 支払条件
 - 業務完了後の一括払いとする。ただし、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の全額又は一部を概算払することができる。
- (10) 手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 参加者の負担について
 - 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (13) 提出された提案書について
 - ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
 - 物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
 - 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
 - 公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約
 - 適用なし

4 その他

- (1) 提案書の作成に際して疑義がある場合は、文書により問い合わせるものとし、回答は、県において申請書提出者全員に対して送付する。この場合、該当回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。なお、文書の発送はすべてFAX又は電子メールによるものとする。
- (2) 提案書提出後、県から提案書の内容について質問すること及び提案書の補正を命じることがある。
- (3) 申請書提出後、公募型プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。なお、この場合にあっても、提出された書類は返却しない。

5 添付書類

- ☐ 公告の写し
- ☐ 契約書（案）
- ☐ 仕様書（案）
- ☐ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- ☐ 仕様書等に対する質問書の様式
- ☐ 辞退届の様式
- ☐ 電子データの保存等に関する申出書
- ☐ 公募型プロポーザル提案書作成要領
- ☐ 評価基準

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局子供未来応援課

担当 プラン推進グループ 岩崎

電話 082-513-3171（ダイヤルイン）